

# 兵庫県公報

平成30年3月23日 金曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 農地等の権利移動の許可手続等を定める規則の一部を改正する規則（農業経営課）	1

## 公布された法令のあらまし

- 農地等の権利移動の許可手続等を定める規則の一部を改正する規則（規則第12号）  
農地法及び農地法施行令の一部改正に伴い、引用条文を改める等規定の整備を行うこととした。

## 規 則

農地等の権利移動の許可手続等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月23日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

### 兵庫県規則第12号

#### 農地等の権利移動の許可手続等を定める規則の一部を改正する規則

農地等の権利移動の許可手続等を定める規則（昭和46年兵庫県規則第64号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「政令第7条第1項」を「法第4条第2項」に改める。

第4条第1項中「政令第15条第1項」を「法第5条第3項において準用する法第4条第2項」に改める。

第6条中「第27条第1項」を「第20条第1項」に改める。

様式第2号中「ついて」の右に「農地法第4条第1項の」を加え、「農地法第4条第1項及び農地法施行令第7条第1項」を「同条第2項」に改める。

様式第3号中「ついて」の右に「農地法第5条第1項の」を加え、「農地法第5条第1項及び農地法施行令第15条第1項」を「同条第3項において準用する同法第4条第2項」に改める。

様式第5号中「ついて」の右に「農地法第18条第1項の」を加え、「農地法第18条第1項及び」を削り、「第27条第1項」を「第20条第1項」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。